

許 可 書

グローバルシェア 株式会社
代表取締役 三宅 秀一郎 殿

平成30年11月1日付けの自動車の回送運行許可申請は、道路運送車両法第36条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1. 事業の種類

陸 送

2. 有効期間

平成30年11月19日 から 平成35年2月28日 まで

3. 許可に付す条件

- (1) 道路運送車両法及び同法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後3年間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の陸送を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後3年間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (4) 氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 回送運行に関する業務について、局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。
- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ局長に返納すること。

平成30年11月19日

東 北 運 輸 局 長

